

美唄市福祉のまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美唄市補助金等交付規則（平成11年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるほか、美唄市福祉基金条例（平成4年条例第16号）第1条に定める美唄市福祉基金から生ずる益金を活用して、美唄市福祉のまちづくり条例第18条第3項に基づき、ボランティア活動その他の地域福祉活動に要する経費の一部を補助することにより、地域福祉活動の振興を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱により補助を受けることができる団体は、本市内で地域福祉活動を行う次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) ボランティア団体
- (2) 住民自治組織
- (3) 社会福祉法人
- (4) 地域福祉の推進に取り組む事業者
- (5) その他市長が特に認めた団体

(補助対象事業)

第3条 この要綱により補助する事業の内容は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事業は、補助対象外とする。

- (1) 美唄市の補助を受け、または対象とされている事業
- (2) 団体の維持及び運営を目的とする事業

(補助対象期間)

第4条 補助金は、同一事業に対し1年間を限度として補助するものとする。ただし、地域福祉活動の創出において、立ち上げ以降、先進的でかつ創意工夫が見られ、新たな展開が期待できる事業においては、最大3年間補助するものとする。

(補助限度額)

第5条 補助金は、美唄市福祉のまちづくり事業補助金の予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補 助 対 象 事 業

区 分	対 象 事 業
1 健康づくりの推進を目的とする事業	(1) 健康の保持増進、疾病及び介護等の予防に資する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保健講座 ・介護予防講座 ・健康スポーツ大会など (2) その他、健康づくりの推進を目的とする事業
2 保健福祉の推進を目的とする事業	(1) 地域生活の向上に資する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステムの策定など (2) 地域コミュニティの推進に資する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・世代間、地域間交流活動など (3) 地域福祉推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがい対策 ・児童健全育成など (4) 在宅要援護者を対象とする事業 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者、寝たきり老人、母子及び父子家庭などの生きがい自立促進 ・介護活動 ・各種サービスなど (5) その他、保健福祉の推進を目的とする事業
3 生涯学習の推進を目的とする事業	(1) 芸術・文化振興事業 (2) スポーツ・レクリエーション推進事業 (3) 生きがいづくりの推進に資する事業 (4) その他、生涯学習の推進を目的とする事業
4 安全な生活の確保を目的とする事業	(1) 防犯、防災及び交通安全の推進を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯、防災講習会 ・地域の防犯、防災計画の策定 ・交通安全推進講習会など (2) その他、安全な生活の確保を目的とする事業
5 生活課題等に対する住民の主体的活動に資する事業	(1) 生活課題等に対する住民の主体的活動に資する事業
6 その他	(1) その他地域福祉の向上を図るため、必要と認められる事業